行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	水大気環境課	整理番号	4-1
処分の種類	湖沼特定事業場の計画変更命令				
根拠法令条例等· 条項	湖沼水質保全特別措置法第8条				
処分の概要	汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	【参考】 ・湖沼水質保全特 第8条 都道府県 (第14条の規定に た場合において、 事業場で、当該湖 なるものを含む。) 前条第1項の規制 に限り、当の方法の での処理の方法の	別措置法 和事は、湖沼特定 よりこれらの規定 その届出に係る湖 沼特定施設の設 について、当該湖 基準に適合しない 特定事業場の設置	施設について水質が適用されるが設について水質にでれる場別では、 で適用されるが設置では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	汚濁防止法第5条を含む。)の規定に置される湖沼特定調度により新たに湖がまに湖がまままままままままままままままままままままままままままままままま	よる届出があつ 事業場(工場又は 沼特定事業場と の汚濁負荷量が 日から60日以内 おける汚水又は廃
基準の制定根拠	-				